

除染等業務を行う事業主・労働者のみなさまへ

# 満18歳に満たない者(年少者)の 除染等業務は禁止されています



## 【除染等業務とは】

除染特別地域又は汚染状況重点調査地域内における土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務又は特定汚染土壌等取扱業務をいう。

## 【関係法令】

### ◎労働基準法第62条（危険有害業務の就業制限）

第1項（略）

第2項 使用者は、満18歳に満たない者を、…有害放射線を発散する場所…における業務に就かせてはならない。

### ◎年少者労働基準規則第8条（年少者の就業制限の業務の範囲）

法第62条第1項…により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は次の各号に掲げるものとする。

（略）

35 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務  
（以下略）



福島労働局 ・ 各労働基準監督署

